其の人の前に居て結ふ也、

〔玉海〕安元二年七月八日辛亥、關白出レ自簾中一、直以退出、自件簾中一、時忠卿指出首、見苦、面色殊損、其髮不レ正、月代太略

〔真丈雜記二人物〕一月代の事、玉海中略時忠卿の月代そらせし事は冠ゐぼしなど著るに、逆上の氣強きに堪へかねて、月代そられし成るべし、武士の冑下に月代そるに同じ、古たまくく月代そる事もあれ共、人に隱してそる事也、結城合戰の繪卷物に、結城七郎氏朝が切腹の體を畫きたるに、結城月代そりたる體、額に毛を殘して畫きたり、結城が月代の體如レ此畫きたり、略圖今も公家衆月代をそり給ふ事有り、冠ゐぼし下逆上の氣に堪へかねて、ひそかにそり給ふ由、是も額の毛を殘して、中を丸くそりて、額の毛を月代にかけて月代をかくす也、

〔南留別志の辨〕曾我五郎が元服したるところに、髮とりあげ、高帽子きせと有て、月額のさたなし、されば西行法師は、月代の痕といふ事をかきたり、中剃のことにや、

ある人の云く、月代はひたひをまろくそりて、冠れる帽子のしたに、髮ぎはの見えざるやうにしたるなり、今も都の官人はしかせるもあり、いやしき男のそりさげひろうしたるも、月代よりおこりぬれば、名はかはらず、

〔松屋筆記三十八〕髮の中剃

髮の中を少しばかり剃て、毛のおほきをすかすは、二條康道公、髮あつかりしゆゑ、髮の中を剃られしに始るよし、樋口秘記にいへり、與清按に、撰集抄、砂石集、太平記などに、月白といへるもの、これ髮の中剃なり、二條康道公に起るにあらず、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

宮大塔宮護○良、中略、木寺相模ニ、キト御目合有ケレバ、相模此兵衞ガ側ニ居寄テ、今ハ何ヲカ隱シ可レ申、アノ先達ノ御房コソ、大塔宮ニテ御坐アレト云ケレバ、此兵衞尙モ不審氣ニテ、彼此ノ顏ヲツクヅ